

政策整理番号	1	施策番号	4	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)			
対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 長寿社会政策課	関係部課室	保健福祉部 健康推進課		
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1		
施策番号	4	施策名	元気高齢者の生きがいづくり				
施策概要	高齢者が、多年にわたり培ってきた知識・経験を生かしながら、心身ともに健康で住み慣れた地域で社会的な活動に参加し、生きがいをもって生活できる社会づくりを目指します。						
政策評価指標 / 達成度	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数	A					

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果					活動(事業)によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段(内容) (何をしたのか)	業績指標名(単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的(意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名(単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費(決算(見込)額, 千円) 単当たり事業費(千円)							
1	高齢者リハビリテーション促進事業 【長寿社会政策課】	介護保険施設	訪問リハビリテーションサービスを提供しようとする介護保険施設に補助を行った。	補助事業者数(事業所)			1	訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者を増加させ、サービスの充実が図られた。	訪問・介護予防リハビリテーション利用回数(回)			14,166
2	福祉用具プランナー研修事業 【長寿社会政策課】	福祉用具貸与事業者	福祉用具貸与事業者に対し、福祉用具プランナー養成研修を実施する。	研修実施回数(回)		1	1	高齢者の自立生活を支援する福祉用具の需要拡大に対応して、適切な選択援助、使用計画の策定、利用支援等を行える専門家(福祉用具プランナー)を育成する。	福祉用具プランナー現員数(人)		35	57
3												
4												
事業費計(千円)						500	1176					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・介護保険制度においては、居宅サービスの充実が求められていることから、地域格差の是正を視野にいれた訪問リハビリテーションの供給体制や利用支援体制の整備が必要であり、適切と考えられる。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・各事業とも確実に成果が向上しており、政策評価指標は順調に推移している。介護保険法の改正によるサービス提供事業者の増加等の要因があるなかでも、施策は有効と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・効率性については、今後の推移を見る必要があるが、全体としては効率的と考える。</p>

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・事業群の設定は適切、有効性は有効、効率性は効率的であり、全体としては適切と考えられる。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・高齢者が地域で安心して暮らすことのできる環境整備が求められており、地域での生活を支援するこれらの事業は引き続き継続する必要がある。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・訪問リハビリテーションに係るサービスの体制整備、人材育成支援が必要であり、施策目標を実現させるために必要な事業である。</p>	<p>・成果指標は介護保険法の改正により訪問リハビリテーションの提供事業者が増えたこともあり大きく向上し成果があった。この事業の実施により訪問リハビリテーションの提供施設が少ない地域におけるサービスの確保に繋がると考えられるので、施策の実現に貢献したと判断する。</p>	<p>・自宅又はこれに近い地域での生活を希望する高齢者を支援するためには、訪問サービスの施設整備を支援することは成果指標と結びついた効果的な事業と考えられる。</p>
<p>・介護保険の導入により、高齢者の自立支援に寄与する福祉用具の利用は拡大しており、高齢者の福祉用具の適正利用を推進するうえで必要な事業である。</p> <p>・福祉用具プランナー研修事業は対象者が限定されており、重複や矛盾する事業はない。</p>	<p>・福祉用具の適正利用を推進する環境整備を進める上で、必要な福祉用具プランナーの現員数は着実に増加しており、有効と考えられる。</p>	<p>・研修の実施回数は同様であり、単位当たりの効率性に変化はないが、職務と経験年数等により受講条件を特定して効率的な人材養成に努めている。</p>

施策を構成する事業の方向性

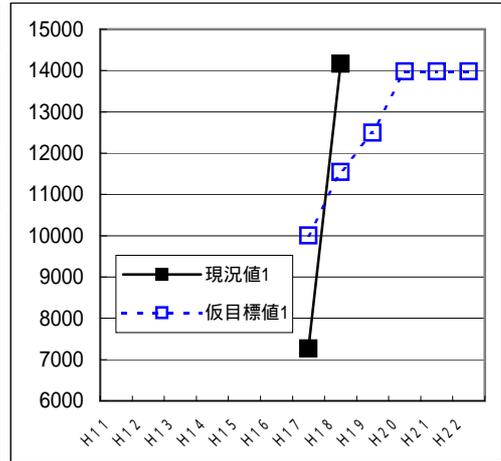
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
「宮城の将来ビジョン」における位置づけ	
取組番号	取組名
拡充	介護保険制度は居宅サービスの充実が重点が移ってきており、訪問リハビリテーション、介護予防リハビリテーションのサービスを支援する必要がある。
取組19	安心できる地域医療の充実
維持	地域における自立した生活の支援という観点から引き続き、事業の実施が必要と考えられる。
取組19	安心できる地域医療の充実

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 1 施策番号 4

対象年度	H18	作成部課室	保健福祉部 長寿社会政策課	関係部課室	
政策名	障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり			政策番号	1 - 1 - 1
施策番号	4	施策名	元気高齢者の生きがいづくり		

政策評価指標		単位						
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数		回						
目標値	H17	-	H22					
			13,979					
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H17						H17	H18
現況値	7,268						7,268	14,166
仮目標値							10,009	11,542
達成度							...	A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

介護保険の訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用回数を成果指標としているが、3年に1度集計される市町村介護保険計画のデータとなっており、評価に当たりタイムラグが生じることから、国民健康保険連合会による介護報酬におけるデータに改めることとした。

政策評価指標の選定理由

・要介護者及び要支援者に対しては、介護保険による介護サービス及び介護予防サービスがその者に必要な種類で提供されるべきものであるが、本県における訪問リハビリテーション(平成18年4月から提供される介護予防訪問リハビリテーションを含む。以下同じ。)の提供体制は不十分であり、全国的に見ても低い水準であることから、訪問リハビリテーションの利用状況の向上に向け重点的に取り組む必要がある。
 ・第2期みやぎ高齢者元気プラン計画期間(H15～H17)において、訪問リハビリテーションを提供する体制が整備されていなかったことから、その利用回数の実績は計画を下回った。
 ・従って、訪問リハビリテーション及び介護予防リハビリテーションを十分に利用できる体制を整備することが、介護予防システム構築に当たっての喫緊の課題となっている。このシステム構築の成果として、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの利用回数の計画量を政策評価指標とする。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・県の事業により訪問リハビリテーションの提供を開始した事業所に加え、他の地域でも訪問リハビリテーションの提供を開始した事業所があったこと、介護保険法の改正により訪問リハビリテーションの提供対象者が増えたこと等の要因から指標値が向上したものと考えられる。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・高齢者が地域で自分らしく生活を送るための環境づくりとして、訪問サービスは重要であり適切な指標と考える。

